

企業年金各制度に対する税制の適用の比較

		厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金 (企業型)	適格退職年金
拠出時		<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入 <加入員拠出> 全額社会保険料控除	<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入 <加入者拠出> 生命保険料控除	<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入 <加入者拠出> (なし)	<事業主拠出> 全額損金(必要経費)算入 <本人拠出> 生命保険料控除
運用時		一定限度まで非課税	積立金に対し 1.173%の特別法人税課税	積立金に対し 1.173%の特別法人税課税	積立金に対し 1.173%の特別法人税課税
給付時 (老齢給付の場合)	年金	雑所得として課税 (公的年金等控除を適用)	加入者拠出分を除き 雑所得として課税 (公的年金等控除を適用)	雑所得として課税 (公的年金等控除を適用)	本人拠出分を除き雑 所得として課税(公 的年金等控除を適 用)
	一時金	退職所得として課税 (退職所得控除を適用)	加入者拠出相当分を除き 退職所得として課税 (退職所得控除を適用)	退職所得として課税 (退職所得控除あり)	本人拠出相当分を除き 退職所得として課税 (退職所得控除を適用)

確定給付企業年金法の概要

確定給付型の企業年金について、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みの下に必要な制度整備を行う。これにより、公的年金を土台としつつ、確定拠出年金と相まって、国民の自助努力を支援する仕組みを整備する。

1 制度の枠組み

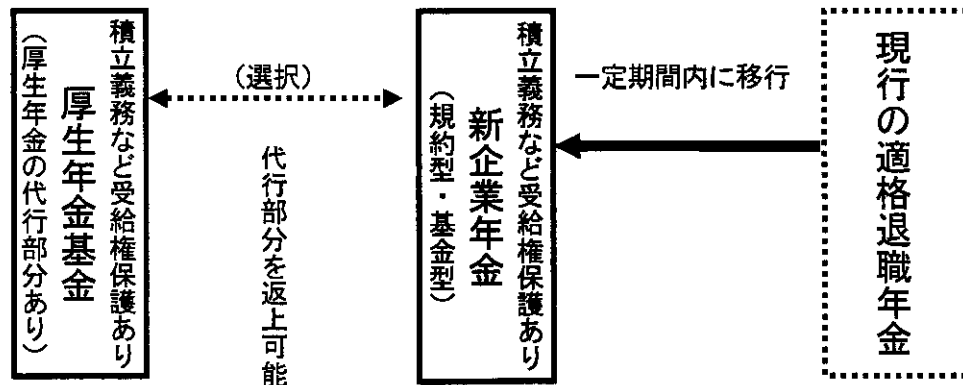
- ① 企業年金の新たな形態として、規約型（労使合意の年金規約に基づき外部機関で積立）と基金型（厚生年金の代行のない基金）を設ける。
- ② 老齢給付を基本とし、障害給付、遺族給付も行うことができることとする。
- ③ 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計を可能とする。
- ④ 税制上の措置
 - ・ 拠出時：事業主拠出は損金算入、本人拠出は生命保険料控除の対象
 - ・ 運用時：特別法人税を課税（ただし、平成14年度まで凍結）
 - ・ 給付時：年金の場合は公的年金等控除の対象とし、一時金の場合は退職所得課税を適用（老齢給付）

2 受給権保護のための措置

- ① **積立義務**：将来にわたって約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定する。
- ② **受託者責任の明確化**：企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化する。
- ③ **情報開示**：事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等について加入者等への情報開示を行う。

3 その他

- ① 厚生年金基金について代行を行わない新企業年金への移行（代行返上）を認める。代行返上の際には、一定の条件の下に現物による返還を認める。
- ② 適格退職年金については、経過措置を講じて、10年以内に企業年金制度等へ円滑に移行できるようにする。



4 施行日 平成14年4月1日

確定拠出年金制度の概要

1. 確定拠出年金とその必要性

- 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。
- 現行の企業年金等は、給付額が約束されるという特徴があるが、一方、以下のような問題点があり、公的年金に上乗せされる部分における新たな選択肢として、確定拠出年金を導入することが必要。
 - ① 現行の企業年金等は中小零細企業や自営業者に十分普及していない。
 - ② 転職時の年金資産の移管が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難。

2. 制度の概要

- 本制度は、加入者自らが運用指図を行う等自己責任に基づくもの。

(1) 対象者（制度に加入できる者）及び拠出限度額（詳細は別紙参照）

- ① 企業型年金（企業拠出のみ） 企業の従業員
- ② 個人型年金 自営業者等
（加入者拠出のみ） 企業の従業員（企業の支援のない者に限る）
- ③ 年齢は60歳未満の者
- ④ 企業又は加入者は、拠出限度額の範囲内で、掛金を拠出。

(2) 運用

- ① 加入者が運用指図を行う。
- ② 運用商品は、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品等。
- ③ 3つ以上の商品を選択肢として提示するなどの基準を設定。

(3) 転職の場合の年金資産の移換

- ① 資産残高（掛金と運用収益の合計額）は個々の加入者ごとに記録管理。
- ② 加入者が転職した場合には、転職先の制度に年金資産を移換。

(4) 給付

- ① 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金とし、老齢給付金、障害給付金は年金又は一時金として受給できる。
- ② 制度に加入し得ない者となったときは、拠出年数が3年以下である場合に、脱退一時金を受給できる。
- ③ 老齢給付金については、最初の拠出から10年以上経過している場合は60歳から受給可。10年経過していない場合も、遅くとも65歳から受給可。

(5) 加入者保護

- 企業など制度関係者の忠実義務や行為準則等を定め、加入者保護を図る。

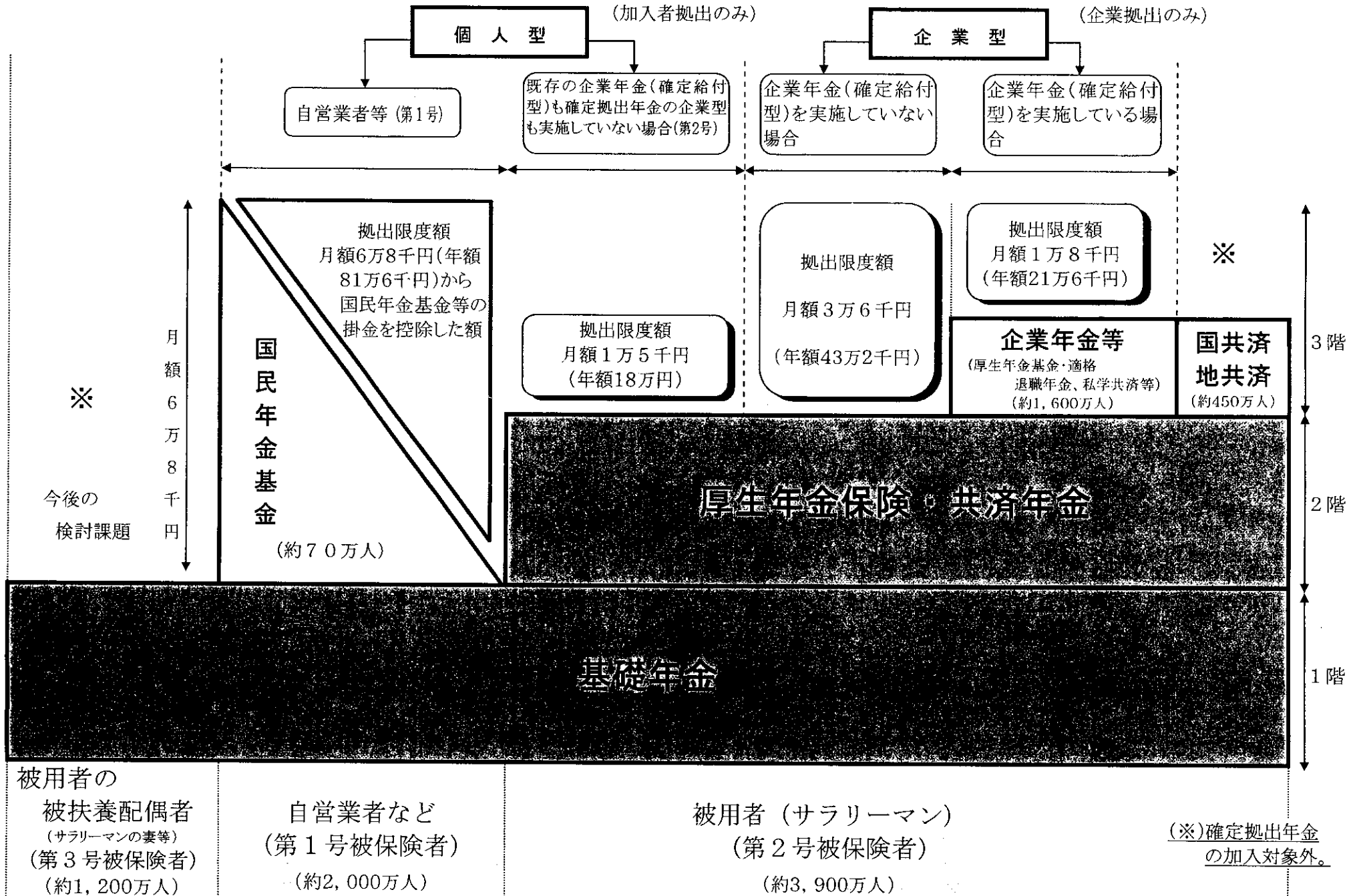
(6) 税制

- ① 拠出段階 加入者の拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入。
- ② 運用段階 年金資産に特別法人税を課税（平成14年度まで凍結）
- ③ 給付段階 年金の場合は公的年金等控除を適用。一時金の場合は退職所得課税を適用。

3. 施行

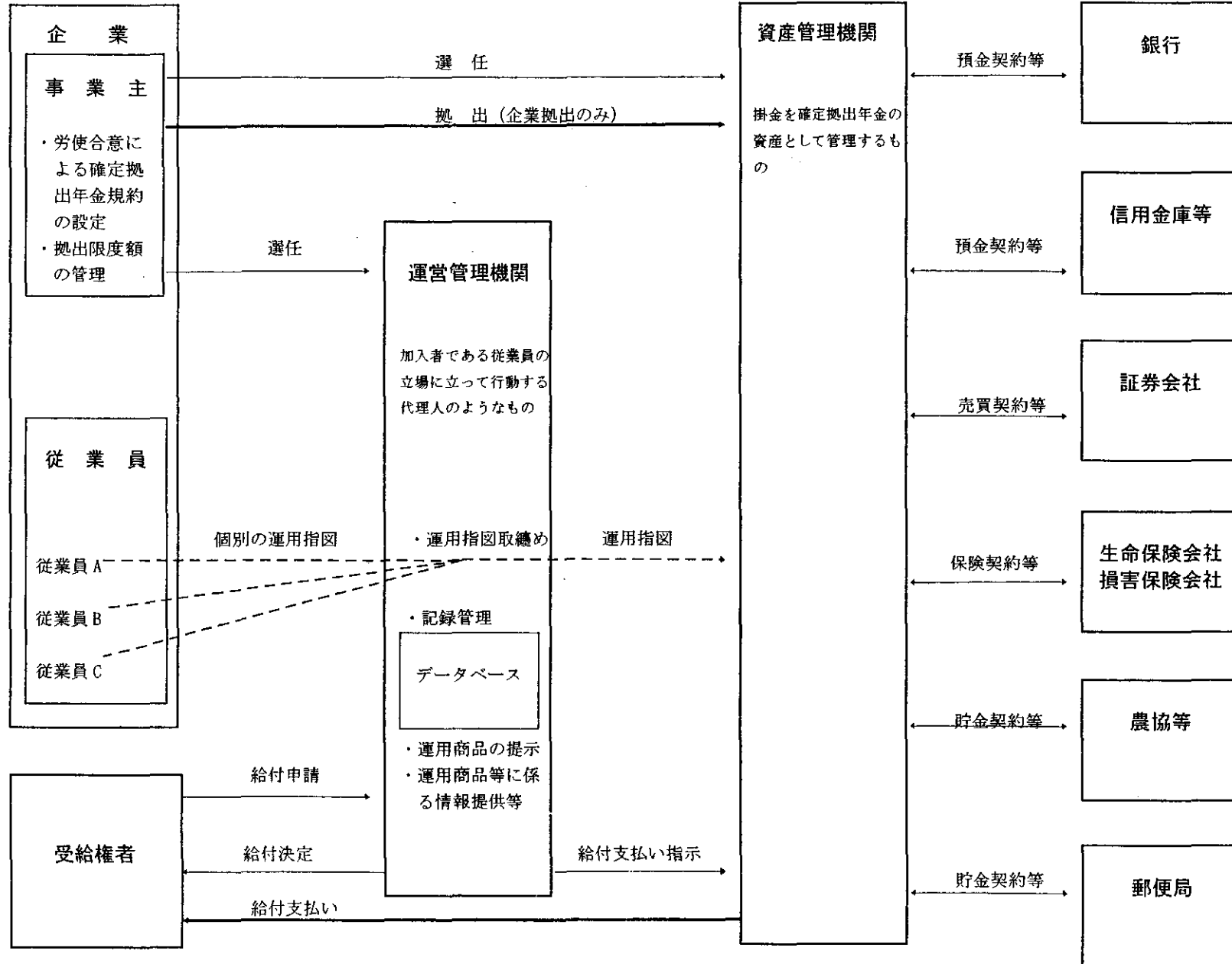
- 平成13年10月1日

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



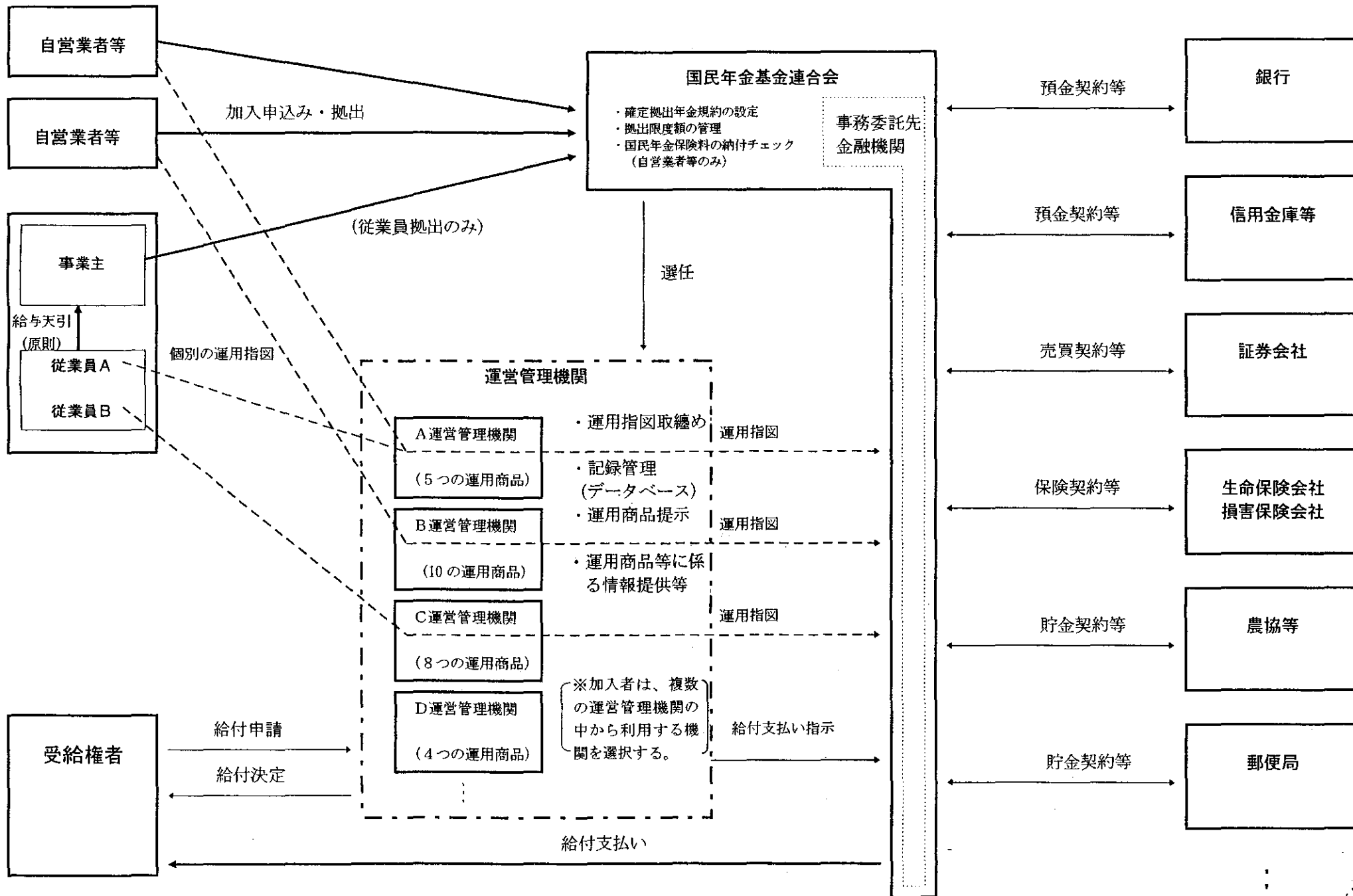
確定拠出年金制度のイメージ図（企業型年金）

年金資産を運用する金融機関



(注) 運営管理機関と資産管理機関、また、資産管理機関と年金資産を運用する金融機関を同一の機関が行うことは可能。また、企業が運営管理機関を兼ねることは可能。

確定拠出年金制度のイメージ図（個人型年金）



個人年金について

個人年金とは、個人が自助努力により老後生活に対する備えとして任意に加入する年金。商品の形態として、保険型と貯蓄型に大別できる。

	性格	主な提供主体・商品形態
保険型	加入者全体を一つの保険集団として、保険料等を一括プールし、全体の生存率等を考慮して年金額を設定する方式	生命保険会社（生命保険） 郵便局（簡易保険） 全国共済農業共同組合連合会（J A 共済・生命共済） 全国労働者共済生活共同組合連合会（全労済） 生活協同組合（年金共済）
貯蓄型	加入者個人が預け入れた元本と利息の合計額を財源として、自分の希望する年齢・期間にわたって年金として受け取る方式	信託銀行（個人年金信託） 普通銀行等（年金型定期預金） 証券会社（年金プラン）

主な個人年金の加入状況

	契約件数（千件）	保有資産（億円）
個人年金保険（生命保険）	12,835	710,000
年金保険（簡易保険）	7,141	23,275
年金共済（J A 共済）	2,046	11,846
個人年金共済（全労済）	204	9,593
財形年金	2,902	45,777

平成12年度（年金共済、個人年金共済については平成11年度）